

あなたの声をこれからのまちづくりに！

令和4年栗山町議会報告会

テーマ ～ 栗山町議会議員の報酬と定数について

【日 時】	4月14日（木）	午後6時30分	南部公民館
	4月15日（金）	午後6時30分	角田農村環境改善センター
	4月16日（土）	午後6時30分	カルチャープラザ「Eki」

栗山町議会

栗山町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長（以下「町長」という。）とともに、栗山町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動し、議会は多数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。

栗山町議会基本条例前文
平成18年5月18日制定

1.これまでの経過

【令和元年6月議会定例会】・・・「**栗山町議会議員の報酬と定数に関する調査特別委員会**」を設置

【令和元年度の開催状況】 4回開催

- ・報酬のあり方、定数のあり方、議員のなり手問題について調査をするため、「報酬と定数を考える小委員会」「なり手問題を考える小委員会」に分けて調査を行うことを決定
- ・参考人として、首都大学東京准教授 長野 基氏、山梨学院大学教授 江藤 俊昭氏から意見聴取

【令和2年度の開催状況】 8回開催（報酬小委員会3回、なり手小委員会4回、全体1回）

- ・参考人として、北海道大学名誉教授 神原 勝氏から意見聴取
- ・各小委員会では、議会モニターから意見聴取



なり手問題を考える小委員会

1.これまでの経過

【令和3年度の開催状況】 6回開催（報酬小委員会1回、なり手小委員会2回、全体3回）

- ① R3.7.6 報酬と定数を考える小委員会 ～ 今後の方向性について
- ② R3.7.6 なり手問題を考える小委員会 ～ 議会モニター会議におけるまとめ
- ③ R3.9.7 なり手問題を考える小委員会 ～ まとめ
- ④ R3.12.16 議員の報酬と定数に関する調査 ～ 自由討議
- ⑤ R4.1.20 議員の報酬と定数に関する調査 ～ 自由討議
- ⑥ R4.3.11 議員の報酬と定数に関する調査 ～ 意見まとめ、今後の日程について



栗山町議会議員の報酬と定数に関する調査特別委員会

2.意見のまとめ (令和3年度特別委員会 自由討議の発言内容)

定数	人数	根拠	報酬	人数	根拠
1. 定数増	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会 6人×2委員会 = 12 + プラス議長 = 13名が妥当 ・ 議員定数を減らしても、なり手が出てくる現象にはつながらない 	A.報酬増	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上げろという意見が多数なので賛成をしたいが上げ幅は不明
			B.第三者に諮る		<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的見地から報酬については、精査をしてもらうことが妥当
2. 定数維持	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会のしくみが変わったばかりなので、今後判断すべきだと思う ・ 女性議員を増やすためには現状維持 	A.報酬増	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会費は総歳出の1%というのが全国平均なので、その範囲内で上乗せが必要 ・ 女性議員を増やすためにも報酬増は必要 ・ 行財政改革に配慮する必要がある
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 少人数で、各委員会で採決のとき、非常に難しい問題があり、多くの方の（意見）を聞くことで政策提案をしていくので、定数は減らすべきではない 	B.第三者に諮る	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会自ら決めることができることだが、きちんと第三者に諮って決めた方が、多くの方が納得できると思う
3. 定数減	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口（減少）、2期連続で無投票となっているので、1名減らし、その分の予算を報酬に反映させる ・ 数ではなく質 	A.報酬増	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通年議会になったことで、出席回数が増えることを勘案 ・ 生活の負担を考えると現在の額では苦しい ・ 1人減らして報酬を上げる ・ 国民の義務である国民年金の掛金、健康保険税の納付額の月額相当額
計	10		計	10	

3. 議員報酬額算定案

現行（令和4年度予算）

（単位：円）

区分	月額	現行との差額	比率	年額	手当	共済費
議長	300,000	-	1.53	3,600,000	1,535,250	
副議長	239,000	-	1.22	2,868,000	1,223,083	
委員長（4人）	212,000	-	1.08	10,176,000	4,339,640	
議員（6人）	196,000	-		14,112,000	6,018,180	
計				30,756,000	13,116,153	9,856,800

（1）神原先生案 1 議員の報酬額 $809,417円 \times 30\% = 242,825円 \Rightarrow 243,000円$ （千円単位）

（単位：円）

区分	月額	現行との差額	比率	年額	手当	共済費
議長	372,000	72,000	1.53	4,464,000	1,903,710	
副議長	296,000	57,000	1.22	3,552,000	1,514,780	
委員長（4人）	262,000	50,000	1.08	12,576,000	5,363,140	
議員（6人）	243,000	47,000		17,496,000	7,461,315	
計				38,088,000	16,242,945	11,792,160

= 神原先生案の考え方 =

A 町長の給料 883,000円

B 責任の加味（独任制機関の長ごと合議制機関の議会は対等 12議員で構成）
 $883,000円 \div 12人 = 73,583円$

C 比較対象額 $A - B = 809,417円$

※議員の活動日数は、町長の実働日数の30%



3. 議員報酬額算定案

(2) 町長月額の30% 町長給料 $883,000\text{円} \times 30\% = 264,900\text{円} \Rightarrow 265,000\text{円}$ (千円単位)

(単位：円)

	月額	現行との差額	比率	年額	手当	共済費
議長	405,000	105,000	1.53	4,860,000	2,072,588	
副議長	323,000	84,000	1.22	3,876,000	1,652,953	
委員長(4人)	286,000	74,000	1.08	13,728,000	5,854,420	
議員(6人)	265,000	69,000		19,080,000	8,136,825	
計				41,544,000	17,716,785	13,243,680

(3) 国民年金保険料 + 国民健康保険税見合分上乘せ $50,000\text{円} + 196,000\text{円} = 246,000\text{円}$

(単位：円)

	月額	現行との差額	比率	年額	手当	共済費
議長	376,000	76,000	1.53	4,512,000	1,924,180	
副議長	300,000	61,000	1.22	3,600,000	1,535,250	
委員長(4人)	266,000	54,000	1.08	12,768,000	5,445,020	
議員(6人)	246,000	50,000		17,712,000	7,553,430	
計				38,592,000	16,457,880	12,276,000

3. 議員報酬額算定案

(4) 議員定数を削減し、1名分報酬を各議員の報酬に配分

(単位：円)

	月額	現行との差額	比率	年額	手当	共済費
議長	324,000	24,000	1.53	3,888,000	1,658,070	
副議長	259,000	20,000	1.22	3,108,000	1,325,433	
委員長(4人)	229,000	17,000	1.08	10,992,000	4,687,630	
議員(5人)	212,000	16,000		12,720,000	5,424,550	
計				30,708,000	13,095,683	10,340,640

令和4年度報酬総額30,756千円を基準

(5) 議会費全体を変えずに旅費、政務活動費等を廃止して報酬に上乗せすることによる増額

3. 議員報酬額算定案

議会費における比較（令和4年度当初予算ベース）

（単位：千円）

（1）議員定数を維持する場合
（12名）

科目	現行	(1)案	(2)案	(3)案	(4)案
1報酬	30,756	38,088	41,544	38,592	—
3職員手当等	13,117	16,243	17,717	16,458	—
4共済費	9,454	11,793	13,244	12,276	—
7報償費	620	620	620	620	—
8旅費	3,134	3,134	3,134	3,134	—
9交際費	650	650	650	650	—
10需用費	1,999	1,999	1,999	1,999	—
11役務費	585	585	585	585	—
12委託料	1,991	1,991	1,991	1,991	—
13使用料及び賃借料	1,584	1,584	1,584	1,584	—
17備品購入費	50	50	50	50	—
18負担金補助及び交付金	3,467	3,467	3,467	3,467	—
計	67,407	80,204	86,585	81,406	
現行案との差額		12,797	19,178	13,999	
一般会計予算額の比率	0.76%	0.90%	0.97%	0.91%	
一般会計総額	8,906,000				

3. 議員報酬額算定案

議会費における比較（令和4年度当初予算ベース）

（単位：千円）

（2）議員定数を削減する場合
（11名）

科目	現行	(1)案	(2)案	(3)案	(4)案
1 報酬	30,756	35,172	38,364	35,640	30,708
3 職員手当等	13,117	15,000	16,361	15,199	13,096
4 共済費	9,454	10,825	12,156	11,268	10,341
7 報償費	620	620	620	620	620
8 旅費	3,134	3,134	3,134	3,134	3,134
9 交際費	650	650	650	650	650
10 需用費	1,999	1,999	1,999	1,999	1,999
11 役務費	585	585	585	585	585
12 委託料	1,991	1,991	1,991	1,991	1,991
13 使用料及び賃借料	1,584	1,584	1,584	1,584	1,584
17 備品購入費	50	50	50	50	50
18 負担金補助及び交付金	3,467	3,467	3,467	3,467	3,467
計	67,407	75,077	80,961	76,187	68,225
現行案との差額		7,670	13,554	8,780	818
一般会計予算額の比率	0.76%	0.84%	0.91%	0.86%	0.77%
一般会計総額	8,906,000				

4.現在の議員報酬

■議員報酬

区分	報酬月額	適用	期末手当
議長	300,000円	平成11年 4月1日	年間 445/100 15%加算 (令和2年12月～)
副議長	239,000円		
委員長	212,000円		
議員	196,000円		

■町長報酬等との比較

	平成11年度	令和3年度	摘要
町長	883,000円	883,000円	H15.4～R4.3減額
大卒初任給(一行)	174,200円	182,200円	
高卒初任給(一行)	141,700円	150,600円	

5. 議員定数の推移

	平成31年	平成27年	平成23年	平成19年	平成15年	平成11年	平成7年
議員定数	12人	12人	13人	13人	18人	20人	22人
立候補者数	12人	12人	15人	15人	21人	23人	22人
投票率	無投票	無投票	71.77%	76.98%	80.60%	83.49%	無投票
最高得票数	—	—	1,038票	928票	786票	838票	—
最低得票数	—	—	409票	457票	323票	285票	—
人口	11,762人	12,502人	13,326人	14,120人	14,799人	15,436人	15,604人
議員1人 当たりの人口	980.2人	1,041.8人	1,025.1人	1,086.2人	822.2人	771.8人	709.3人

※昭和50年～平成7年まで、議員定数に改正はない。

【参考資料】南空知5町 議員報酬比較表

新 旧 市 区 町 村	総土地面積	平成31年 人 口	平地面積1km ² あたりの人口	議員定数	議員1人あたり の人口	議員1人あたり の平地面積 (km ²)	議員報酬月額			
							議長	副議長	委員長	議員
							円	円		円
北 海 道	8,342,422	5,304,413								
南 幌 町	8,136	7,573	94.7	11	688.5	7.3	295,000	236,000	214,000	195,000
由 仁 町	13,374	5,173	61.0	10	517.3	8.5	(280,000) 252,000	(222,000) 199,000	(205,000) 184,000	(186,000) 167,000
長 沼 町	16,852	10,876	72.5	14	776.9	10.7	298,000	237,000	209,000	193,000
栗 山 町	20,393	11,823	126.0	12	985.3	7.8	300,000	239,000	212,000	196,000
月 形 町	15,040	3,216	52.8	8	402.0	7.6	282,000	228,000	205,000	187,000
参考：夕張市	76,307	7,907	-	8	988.4	-	(382,000) 230,000	(332,000) 200,000	-	(311,000) 180,000

注) 由仁町 上段 減額前
 下段 令和2年1月1日から令和5年4月30日までの特例
 夕張市 上段 減額前
 下段 平成19年4月1日から当分の間減額